

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書の訂正報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の5第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成24年6月18日
<b>【会社名】</b>	株式会社オーバル
<b>【英訳名】</b>	OVAL Corporation
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 谷 本 淳
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	取締役兼常務執行役員管理部門部長 昨 間 英 之
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都新宿区上落合三丁目10番8号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月29日に提出いたしました第88期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)内部統制報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 2 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(訂正前)

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社、連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社5社及び持分法適用関連会社5社につきましては、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

(訂正後)

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社、連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社5社、持分法適用非連結子会社2社及び持分法適用関連会社3社につきましては、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。